

議第 7 5 号

呉市税条例の一部を改正する条例の制定について
呉市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例の一部を改正する条例

呉市税条例（昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（寄附金税額控除） 第 2 8 条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 8 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち次に掲げるもの ア 略 イ <u>公益信託ニ関スル法律（大正 1 1 年法律第 6 2 号）第 2 条の規定により知事又は広島県教育委員会の許可を受けた同法第 1 条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭（市民の福祉の増進に寄与する当該公益信託の信託財産とするた</u>	（寄附金税額控除） 第 2 8 条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 8 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち次に掲げるもの ア 略 イ <u>公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条の規定により知事の認可を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（市民の福祉の増進に寄与するも</u>

めに支出した金銭に限る。) ウ 略 2 略 (市民税の減免) 第34条 市長は次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。 (1) ～(5) 略 2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は納期限までに申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。 3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号に該当する固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）を所有する者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社	のに限る。) ウ 略 2 略 (市民税の減免) 第34条 市長は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。 (1) ～(5) 略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、第1項各号のいずれかに該当することが明らかな者について市民税を減免する必要があると認める場合は、前項に規定する申請の手続を経ることなく当該者の市民税を減免することができる。</u> 4 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号に該当する固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）を所有する者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益
--	--

団法人若しくは公益財団法人，宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの，医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者，令第49条の10第1項に規定する医療法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。），社会福祉法人，独立行政法人労働者健康安全機構，健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師，准看護師，歯科衛生士，歯科技工士，助産師，臨床検査技師，理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの，公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの，公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地，家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して，市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の減免)

第54条 市長は，次の各号の一に該当する固定資産のうち，市長において必要があると認めるものについては，その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(4) 略

社団法人若しくは公益財団法人，宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの，医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者，令第49条の10第1項に規定する医療法人，公益社団法人若しくは公益財団法人，一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。），社会福祉法人，独立行政法人労働者健康安全機構，健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師，准看護師，歯科衛生士，歯科技工士，助産師，臨床検査技師，理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの，公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの，公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地，家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して，市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の減免)

第54条 市長は，次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち，市長において必要があると認めるものについては，その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(4) 略

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。 (1) ～(5) 略	2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。 (1) ～(5) 略 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、<u>第1項各号のいずれかに該当することが明らかな固定資産の所有者について固定資産税を減免する必要があると認める場合は、前項に規定する申請の手続を経ることなく当該者の固定資産税を減免することができる。</u>
3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第122条の3 略 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。 (1) ～(3) 略	4 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第122条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。 (1) ～(3) 略 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、<u>第1項各号のいずれかに該当することが明らかな土地の所有者又は取得者について特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、前項に規定する申請の手続を経ることなく当該者の特別土地保有税を減免することができる。</u>

3 第 1 項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	4 第 1 項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
---	--

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 9 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 2 8 条の 6 の改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の呉市税条例第 2 8 条の 6 第 1 項（第 3 号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 3 号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。